

五月一八日 TCフォーラム (納税者の権利憲章を
 つくる会) の定期総会を開催!

去る五月一八日に東京四谷、主婦会館プラザエフで、TCフォーラムの定期総会とシンポジウムを開催した。

第一部 総会の司会を益子良一(事務局・税理士)が、第二部 シンポジウムの司会を、長谷川博(事務局・朝日大学教授)が担当した。
 当日は、学者、弁護士、中小事業者、そして業者団体や労働組合など五三名の参加を得て行われた。

第一部 定期総会

総会では、北野弘久代表委員あいさつのもと、一年間の活動報告を湖東京至(事務局長・関東学院大学教授)、来年度活動方針案を、吉本貢(事務局・税理士)が行った。
 決算報告と予算案および次期役員提案を湖東京至(事務局長)が行った。監査報告を経た後、活動報告、決算及び予算案、また今後、会を運営していく役員と活動方針について承認され、総会は終了した。

第二部 シンポジウム

シンポジウムは1. イタリアの「納税者権利憲章法」について、税制経営研究所所長・谷山治雄氏、2. アメリカ国内歳入庁技術改革の現状と課題を静岡産業大学講師・望月 爾氏からそれぞれ報告を受け、質疑応答をした。イタリアでは議会がイニシアチブをとって、特別の立法を行ったことと法律の内容が説明された。
 立法もなにもないのは、いまや日本だけといってよい。国税通則法の一部改正案を成立させる第一歩にしなければならない。
 アメリカIRS抜本改革の現状では調査事績や事務体制のおくれなどで新たな議論(規定の緩和や納税者保護規定濫用の防止など)がおこっているが、カスタマサービスの向上や権利保護手続の整備がすすめられてきた。
 このシンポジウムのレジュメ・資料は「税制研究」141(二〇〇二年一



谷山治雄氏 望月 爾氏

代表委員あいさつ 北野弘久 日本大学名誉教授
 と谷山治雄氏・望月 爾氏

月税制経営研究所発行)に収録されている。
 最後に運営委員を代表して、里見俊秀(運営委員、全建総連)から、閉会のあいさつを受け、総会とシンポジウムを終了した。

活動報告

1. 二〇〇一年四月一日〜二〇〇二年三月三十一日
 シンポジウムの講師に韓国税務士・ジャンアン大学教授、キム・ワニル先生を招き、「韓国における納税者権利憲章制定の経過と実態」と題した講演を聴く。
2. 二〇〇一年六月十五日 民主党・河村たかし議員ほか三名により「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」、いわゆる日本版「納税者権利憲章」が衆議院に提出されるが、会期末に廃案となる。
3. 二〇〇一年六月二十日 「TCフォーラム中央情報・第十二号」発行、キム・ワニル先生の講演パンフレット「韓国における納税者権利憲章制定とその後の動向」を作成し、合わせて全会員に発送する。
4. 二〇〇一年十二月二十日 衆参全国会議員に対し、「国税通則法の一部改正案を次期通常国会にて成立することを求める要請書」を発送する。
5. 二〇〇二年二月二日 TCフォーラム事務局員により衆参野党議員に対し、今国会において野党共同提案で国税通則法一部改正案を提出するよう要請行動を行う。
 (以下次年度の活動となるが参考として掲載)
 二〇〇二年四月十日 再度、今国会において四野党共同で国税通則法一部改正案を提出するよう国会要請行動を行う。この時、河村たかし議員より、「TCフォーラムと税制構造改革国民フォーラムと懇談の後、国会提出を検討したらどうか」との提案あり。結局、税制構造改革国民フォーラム側の日程が合わず懇談会はもたれず。
 二〇〇二年五月八日 「納税者の権利憲章をつくる大阪の会(通称OTC)」が結成された。

本年度活動方針

- TCフォーラム(納税者の権利憲章をつくる会)は、会則に則り、わが国における納税者(タックス・ペイヤ)の権利確立、納税者の権利保護のため「納税者権利憲章」(納税者権利基本法)ないし「税務行政手続法」の制定を目指し、以下の諸活動を行う。
1. 「納税者権利憲章」「納税者権利基本法」「税務行政手続法」などの法制化を目指し幅広い運動を展開する。
 2. 当面、超党派による「国税通則法改定案」の成立を目指し国会要請行動を行い、随時、制定促進市民集会やシンポジウムを開催する。
 3. 納税者権利憲章の制定、国税通則法改定案成立を求める請願署名運動を展開する。
 4. 会員に対しニュース(TCフォーラム中央情報)を随時発行する。
 5. 納税者に対する権利侵害の実状を調査・集約し、広く世論に訴える。
 6. 全国においてこの運動を推進し、会員を拡大し組織を強化する。

T C フォーラム 収支決算書

自 2001年4月1日
至 2002年3月31日

(単位：円)

収 入 の 部			支 出 の 部				
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳	
前年度繰越	2,142,974	2,141,974	総会費	360,000	476,795	会場費 164,010	
会費収入	1,980,000	1,344,400	普通預金 2,095,570 手持現金 47,404	通信費	50,000	34,272	金先生招聘費 312,785
				印刷発送費	1,200,000	837,737	事務所電話代 180,500
受取利息	0	250	個人 824,400 団体 520,000	支払手数料	17,080	10,500	葉書・切手代 180,500
				支払家賃	240,000	240,000	西桜印刷へ 448,455
				予備費	100,000	24,483	パンフ作成費 150,000
				次年度繰越	2,155,894	1,863,837	その他発送費 58,782
							振替手数料
							事務局家賃
							金先生懇親会
合 計	4,122,974	3,487,624		合 計	4,122,974	3,487,624	普通預金 1,812,558
							手持現金 51,279

監 査 報 告 書

T C フォーラムの自2001年4月1日～至2002年3月31日会計年度の会計監査を行ったところ、会計処理、帳簿等の保存等、全て適正に処理されていることを報告します。

2002年5月7日 会計監査 早川孝行 Ö
同 西川進 Ö

衆議院議員・民主党 河村たかし

T C フォーラム 予算

自 2002年4月1日
至 2003年3月31日

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
前年度より繰越		1,863,837	総 会 費	総会会場費等	360,000
会 費 収 入	普通預金/東京三菱	1,812,558	通 信 費	事務局電話代	50,000
	手元現金	51,279	印 刷 発 送 費	ニュース、パンフ、印刷発送費	1,200,000
	合計	1,863,837	支 払 家 賃	事務局家賃	240,000
	個人 6,000×230 = 1,380,000	1,930,000		20,000×12	
	団体 550,000		支 払 手 数 料	郵便振替手数料 70×248	17,360
			予 備 費		100,000
			次年度繰越金		1,826,477
合 計		3,793,837	合 計		3,793,837

二〇〇二年度・T C フォーラム 役員名簿

区分	代表委員	運営委員	事務局員	会計監査
氏名	池上 志乃 惇 北野 弘久	浦野 広明 粕谷 晴江 金井 清吉 小池 幸造 河野 先 湖東 至 里見 秀俊 谷山 治雄 辻村 祥造 鶴見 祐策 富山 泰一 早坂 義郎 増田 勝彦 益子 良一 村上 晴男	湖東 京至 吉本 貢 川村 浩達 谷野 洋 田村 秀樹 長谷川 博 益子 良一 村上 晴男	坂宮 直治 内本 浩一 税理士
所属など	京都大学名誉教授 茨城大学名誉教授 日本大学名誉教授	立正大学教授、税経新人会全国協議会理事長 税理士(東京税理士会副会長) 静岡大学教授 弁護士 税理士 関東学院大学教授・税理士 全建総連税金対策部長 全建総連税金対策部長 税理士 弁護士 税理士 全国商工団体連合会常任理事 税理士・全国青年税理士連盟会長 税理士(東京地方税理士会常務理事)	関東学院大学教授・税理士 税理士 全建総連 全商連運動政策局次長 全国保険医団体連合会 朝日大学教授・税理士	税理士 税理士

T C フォーラムは、再度、今国会において四野党共同で国税通則法一部改正案を提出するよう国会要請をひきつづき行うことにしています。河村たかし衆議院議員(民主党)から左記のようなメッセージが寄せられました。

T C フォーラム定時総会・シンポジウムの開催おめでとうございます。T C フォーラムの皆さんの長年にわたる納税者権利憲章制定運動に敬意を表します。

さて、「国税通則法一部改正案・日本版納税者権利憲章」の国会提出についてご報告いたします。私は、再度今国会に「国税通則法一部改正案」を提出したいと考えています。法案提出にあたっては、他の野党の賛成を得た上、今国会での成立を期したいと思います。

最近この法案は各方面から注目を集めており、いろいろな意見があるようです。しかし、衆議院法制局は同法案について「今の時点で最高のものである」と自信をもっています。

今日、納税者の権利を保護することは益々重要となっております。私、河村たかしも院内で頑張りますので、T C フォーラムの皆さんも大きな運動を展開されるよう期待します。一層のご協力をお願いしてメッセージとします。

二〇〇二年五月一六日